

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

所在地 東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号

会社名 オリコン株式会社

代表社名 代表取締役社長 小池 恒

(コード番号 4800 大証ヘラクレス市場)

問い合わせ先 執行役員企業広報部長 日高輝明

TEL 03-3405-5252(代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社グループにおける内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制に関する基本方針を以下のとおり定める。

本方針に基づく内部統制システムの構築は速やかに実行し、かつ、その運営においては常に見直し・改善をはかり、適法で効率的な企業体制を構築することを目的とする。

1. 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(会社法 362 条第 4 項第 6 号と施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- ① 当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、行動規範を定め、それを当社グループの全役職員に周知徹底させる。
- ② そのため、CSR 担当役員を置き、CSR 担当役員を委員長とした CSR 委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。CSR 委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- ③ これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2. 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」(会社法施行規則第 100 条第 1 号第 1 項)

- ① 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理は、文書(電磁的記録を含む)の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。

3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- ① CSR 委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループ的対応を行うためにリスク管理規程を策定する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR 委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。

4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
- ② 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- ③ 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役および取締役に報告する。
- ④ ③の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を改善する。

5. 「会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社および当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、本社 CSR 委員会はこれらを横断的に推進し、管理をする。
- ② CSR 委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。

6. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。

7. 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第2号)

- ① 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8. 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ② 当社並びに各グループ会社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。

9. 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的に意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

以上